

新型コロナウイルス感染症の 罹患後症状について (後遺症)



新型コロナウイルス感染症の主な症状は回復したにもかかわらず、いわゆる「罹患後症状(後遺症)」と呼ばれる、疲労感・倦怠感、息苦しさ、睡眠障害、思考力・集中力の低下、味覚・嗅覚障害といった症状に悩む方が報告されています。

これらの症状は時間の経過とともに回復していくことが多いとされていますが、一方で数か月症状が継続し、日常生活・就労に影響を受ける方もおられます。

鳥取県では、新型コロナの罹患後症状を訴えられる方の窓口として、保健所での相談対応に加え、かかりつけ医、入院医療機関、専門医療機関の連携による医療体制を構築しています。

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 新型コロナウイルス感染症対策推進課

電話

0857-26-7799

FAX

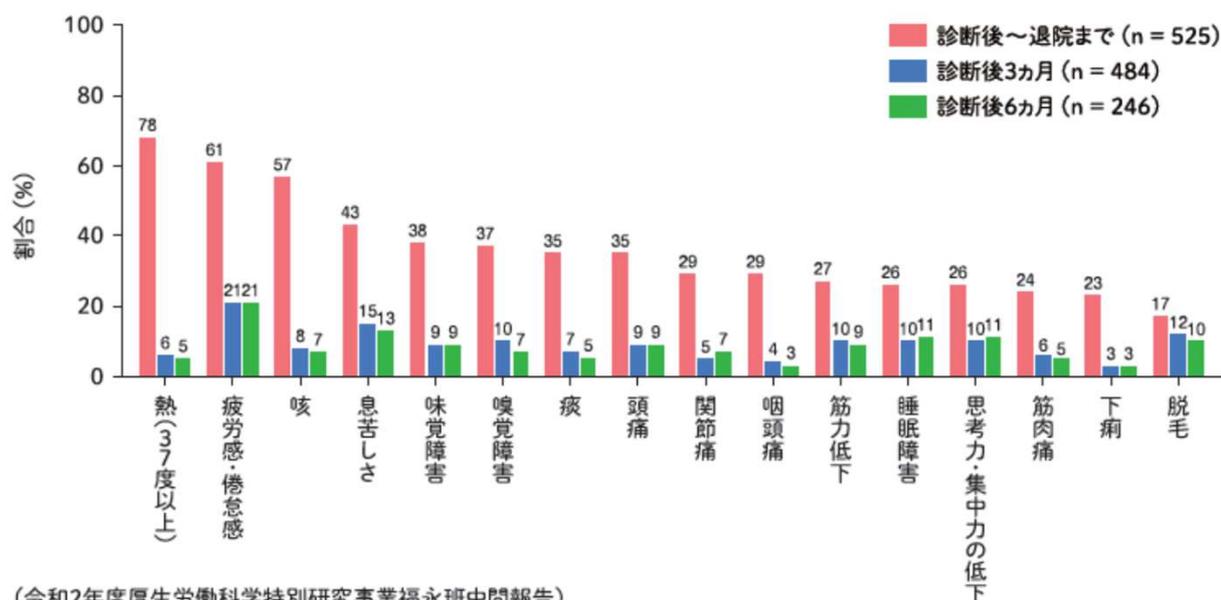
0857-26-8143

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状の例

- ・海外の研究では最も多いのは倦怠感で、その他には息切れ、嗅覚障害、不安感、咳が多く見られると報告されています。
- ・国内の研究でも同様に、疲労感・倦怠感、息苦しさ、睡眠障害、思考力・集中力の低下が報告されており、6か月後も21～3%の割合で何らかの症状を訴えられる方がおられる一方で、期間が経過すると改善していく傾向も報告されています。



入院患者に認められた、主な症状と罹患後症状の推移



(令和2年度厚生労働科学特別研究事業福永班中間報告)

「新型コロナウイルス感染症診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント」より

- ・現行の研究では年代によって現れる罹患後症状の内容に大きな差は認められていませんが、筋力低下や息苦しさについては、肺炎を合併したより重症の感染者、中・高年に多く認められる傾向があります。
- ・小児については11～17歳を対象とした英国の大規模な研究では、3か月後も何らかの症状を訴える者が60%超であったという報告があります。
- ・海外では高齢、肥満、女性に後遺症がみられやすいという報告や、2回接種後に感染された方では、長期の罹患後症状の発現が約半数へと減少するという報告もあります。



罹患後症状の治療の流れ

- ・罹患後症状は発症する仕組みも研究途上であり、症状についても軽症から、長期にわたるサポートを必要とする症状までさまざまです。
- ・そのため、まずはかかりつけ医等が経過観察や対症療法を行い、必要に応じて専門医に紹介するというのが一般的な流れとなります



回復者

相談

現在の(自覚)症状等の整理

- ・体のどこに、どういった症状が、いつから現れているか、どのように変化しているか
- ・治療中の病気、既往歴、懸念されるリスクはあるか

➤➤➤ コロナ感染症の罹患後症状か、あるいは他の病気が考えられるか、医師が検討する際の参考となります

コロナ感染症治療時の症状整理

- ・どういった症状が出たか ・どの医療機関で治療を受けたか

➤➤➤ 医師が治療の詳細を確認したり、他の医療機関へ引き継ぐ際の参考となります

かかりつけの医療機関

診察・検査・治療

検査等により現在の病態を分析し、治療を実施

必要な場合に紹介

保健所

相談対応

かかりつけ医がない場合の受診先の相談対応

必要な場合
受診調整

入院時の医療機関

診察・検査・治療

検査等により現在の病態を分析し、治療を実施

必要な場合に紹介

各圏域の専門医療機関

診察・検査・治療

検査等により現在の病態を分析し、治療を実施

罹患後症状の治療に関するQ&A

Q 現在の症状が、コロナ感染症の症状が続いているのか、罹患後症状なのか分かりません。

A 疲労感や息苦しさ、発熱・咳といった症状が必ずしもコロナウイルス感染症や罹患後症状とは限りません。治療を必要とする全く別の他の病気の可能性もありますので、まずかかりつけ医に電話等で相談をしてください。

Q かかりつけの医療機関もありますが、すぐに専門医療機関を受診した方が良いのでしょうか。

A 感じられている症状が必ずしも罹患後症状とは限りませんので、かかりつけの医療機関がある場合は、まずそちらに御相談ください。なお、直接専門医療機関を受診することも可能ですが、いずれも地域の基幹病院であるため、紹介状なしで受診される場合には検査・治療にかかる医療費以外に特別の料金(選定療養費:5,500円)が必要となります。

Q 罹患後症状の治療の医療費はどれくらいかかりますか、支援制度はありますか。

A それぞれの症状に応じた治療になりますので、一概には言えません。なお、コロナ感染症の入院、宿泊・在宅療養中の医療費(日用品費等を除く)は原則公費負担(所得によっては一部自己負担)ですが、罹患後症状の治療は公費負担の対象外となっているため、それぞれ加入されている医療保険制度に応じて自己負担が発生します。

Q 保健所、専門医療機関の相談先を知りたいです。

A 下記の連絡先に御相談ください。

保健所			
地区	保健所	電話番号	ファクシミリ
東部	鳥取市保健所	0857-22-5625	0857-20-3962
中部	倉吉保健所	0858-23-3135	0858-23-4803
西部	米子保健所	0859-31-0029	0859-34-1392

専門医療機関			
地区	医療機関	電話番号	ファクシミリ
東部	県立中央病院総合内科	0857-26-2271	0857-29-3227
中部	県立厚生病院地域連携センター	0858-22-8181	0858-22-8210
西部	鳥取大学医学部附属病院 新型コロナウイルス感染症後遺症外来	0859-38-6692	0859-38-6690